

開 議 午後1時

○議長（五十嵐徳美） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（五十嵐徳美） 本日は、68人の議員が登庁しておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、議場への出席議員数を調整して行います。

ただいまの出席議員数は39人です。

その他の登庁議員は、控室にて視聴しております。

○議長（五十嵐徳美） 本日の会議録署名議員としてこじまゆみ議員、林 清治議員を指名します。

○議長（五十嵐徳美） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（泉 善行） 報告いたします。

去る3月1日、市長及び教育委員会教育長から、石川さわ子議員の文書質問に対する答弁書が提出されましたので、その写しを各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、議案審査結果報告書は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

○議長（五十嵐徳美） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第23号から第40号まで、第46号の19件を一括議題とします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 村松叶啓議員。

（村松叶啓議員登壇）

○村松叶啓議員 総務委員会に付託されました議案5件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第34号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第15号）中関係分及び議案第46号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第16号）中関係分についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 長屋委員から、議案第34号中関係分については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第34号中関係分は、賛成多数で可決すべきものと、議案第46号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、第28号及び第29号の3件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、財政市民委員長 松原淳二議員。

（松原淳二議員登壇）

○松原淳二議員 財政市民委員会に付託されました議案3件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第34号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第15号）中関係分及び議案第36号 令和2年度札幌市公債会計補正予算（第2号）の2件についてですが、主な質疑として、減収補填債について、本市ではリーマンショック以来の発行になるとのことだが、このたびの補正予算に計上した理由はどのようなものか。文化芸術活動再開支援事業について、新年度から、施設使用料だけでなく、設備使用料等も補助対象にするとのことだが、要件を満たす施設で無観客公演等を行い、映像配信をする場合でも対象となるのか。マイナンバーカードに関連して、行政手続のオンライン化に資することから、国の目標に合わせて普及促進を図るとのことだが、交付率向上に向け、どのような方策で取り組むのか。個人情報の漏えいなどへの対策も不十分と言わざるを得ず、新型

新型コロナウイルス感染症対策が最優先課題である今、多額の税金を投入し、普及を急ぐ理由は何か等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐藤委員から、議案第34号中関係分については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第34号中関係分は、賛成多数で可決すべきものと、議案第36号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 札幌市特定非営利活動促進法施行条例及び札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、文教委員長 小形香織議員。

（小形香織議員登壇）

○小形香織議員 文教委員会に付託されました議案第34号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第15号）中関係分について、その審査結果をご報告いたします。

主な質疑として、ひとり親家庭サポート推進事業について、様々な分野での生活全般の情報を届けることで、より必要な支援につながると考えるが、どのような内容を発信していくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第34号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、厚生委員長 阿部ひであき議員。

（阿部ひであき議員登壇）

○阿部ひであき議員 厚生委員会に付託されまし

た議案5件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第23号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、個人番号利用条例について、高齢者等紙おむつ事業が地域支援事業から保健福祉事業に移行することに伴って改正するとのことだが、なぜ変える必要があるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第23号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、国が障害福祉サービス等報酬改定を行ったことについて、どう認識しているのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第25号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、個室ユニット型施設における定員の見直しについて、一つの空間により多くの人を入居させることは感染症拡大防止対策強化に逆行することになるのではないか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第26号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 令和2年度札幌市一般会計

補正予算（第15号）中関係分についてですが、主な質疑として、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、感染歴がある方々が抱える様々な課題にしっかりと対応し、サポートしていくべき時期に来ていると考えるが、どうか。ワクチンの予約受付体制や接種予約に関するシステムの構築について、自治体が担うこととされており、かなりのパワーを割くことになると思うが、どのように行っていくのか。介護施設におけるスクリーニング検査について、入所型施設の職員だけでなく、通所施設が併設されている場合はその職員も対象とするなど、柔軟な対応をすべきではないか。介護保険施設等非常用自家発電設備補助について、整備したいと考えていても、費用負担があるため予算の関係で意向を示せない施設もあると思うが、どのように普及促進していくのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党佐々木委員から、可決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第34号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第35号 令和2年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、建設委員長 村山拓司議員。

（村山拓司議員登壇）

○村山拓司議員 建設委員会に付託されました議案6件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第34号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第15号）中関係分についてですが、主な質疑として、建設現場の閑散期における工事

の発注機会を増やし、業界の活性化につなげていくためには、国の補正予算を積極的に活用していく必要があると考えるが、どのような事業を実施していくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第34号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 吉岡委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第30号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第31号から第33号及び第40号の4件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、経済観光委員長 前川隆史議員。

（前川隆史議員登壇）

○前川隆史議員 経済観光委員会に付託されました議案5件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第34号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第15号）中関係分及び議案第46号 令和2年度札幌市一般会計補正予算（第16号）中関係分についてですが、主な質疑として、経営持続化支援一時金に関連して、北海道の支援金を補完する形であるため、事業の実施に当たっては道との協議、連携が大切であるとするが、どのように事務を進めていくのか。これまで様々な事業者から支援の要望があったと聞いているが、制度を検討するに当たり、それらの声をどう参考にしたのか。市内誘客促進費について、実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、各業界団体と協議の上、判断するとのことだが、

事業開始時期についてどのように考えているのか。テレワークの普及促進に向け、実際に取り組んだ企業等の生の声を十分に把握、分析し、今後の事業に生かしていくことが必要だが、どのような課題があると認識しているのか。コールセンター感染症対策支援について、昨年6月に創設したコールセンター感染防止対策補助金と比較し、どのような違いがあるのか。新年度のワークフェスさっぽろ事業について、合同企業説明会の開催に当たっては、幅広い業種の企業との接点を創出する必要があるが、どのように運営していくのか。次年度の事業者向けワンストップ相談窓口について、コロナ禍の影響により、労働者の雇用維持が大きな経営課題となっており、相談増加も考えられるが、社会保険労務士を1名体制にしても対応できるのか。さっぽろ給付金付き再就職支援事業について、人手不足となっている企業へ人材を供給していくためにも、求職者のキャリア転換支援をどのように行っていくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案2件は、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 令和2年度札幌市軌道整備事業会計補正予算（第1号）についてですが、主な質疑として、軌道運送事業の乗車料収入減に伴う施設使用料の減免に当たり、交通事業振興公社が自助努力として内部留保資金を拠出することだが、公社の経営への影響についてどのように考えているのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第38号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第37号及び第39号についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（五十嵐徳美） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐徳美） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、田中啓介議員。

（田中啓介議員登壇）

○田中啓介議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案19件中、第23号、第25号、第26号、第30号並びに第34号の5件に反対、残余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

初めに、議案第34号 一般会計補正予算（第15号）についてです。

医療・介護等施設職員への予防的、定期的なPCR検査を今月から行うための補正予算案が示されました。昨年5月に老人保健施設茨戸アカシアハイツで集団感染が起こり、我が党は、6月の定例市議会で、医療・福祉施設は、人と人が密接に関わり、感染を未然に防ぐ必要性が極めて高いことから、働く職員や患者、利用者へのPCR検査を定期的に行うよう求めました。これに対して、本市は、医師が必要と判断した方が対象、感染者を確認した場合に行うと答弁されておりました。

9月の補正予算では、1日当たりの検査体制3,900件と、これまでの7倍に当たる検査の充実を図ったことは前進でしたが、予防の視点はありませんでした。10月の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、我が党議員が、定期的なPCR検査は集団感染を防ぐ上で効果があるのか、ないのかと問いかけ、網羅的に行うことを求め、市長は、12月、高齢者・障がい者施設の職員、入所者への自主的なPCR検査費用を補助するため1億4,200万円の予算を組み、初めて、これらの施設に対する自主的、予防的な検査に踏み切りました。

このたびの新型コロナウイルス検査支援費5億9,500万円は、それに続く予防的、定期的な検査を実施するためのものであり、こうした施策は現場から大変喜ばれており、大いに歓迎するものです。柔軟な対応とさらなる対象の拡大を求めるものです。

しかし、同時に、この議案には、デジタル化の推進と称してマイナンバー制度対応費追加11億9,800万円等が含まれています。

昨年11月に開催された北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会でマイナンバーカードの健康保険証としての利用についてが議題となり、出席した北海道医師会の長瀬 清会長は、私たちは、マイナンバーカードを医療保険証として使うというのは前からずっと反対していました、紙の保険証をマイナンバーカードとは別個にカード式の保険証にすることを随分前から主張していますと発言しています。市民公募委員も、浸透してこなかったのは個人情報の漏えいが大きくあると不信感を述べています。

マイナンバーカードは、国家が国民を監視し、情報漏えいの危険と常に隣り合わせの制度であり、これが含まれる議案には反対です。

また、議案第23号 個人番号利用条例の一部を改正する条例案は、紙おむつ事業を地域支援事業から保健福祉事業に移行させ、利用者の負担を増やすことなく継続利用させるものですが、移行に伴ってマイナンバーを利用できるための改正であることから、同様に反対です。

議案第25号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例案並びに議案第26号 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例案は、就労支援員の常勤要件の廃止や職員配置の基準緩和等を行うものです。介護や福祉の現場は、十分な職員配置で利用者へのサービス提供や福祉的支援を行うことが求められ

ています。現行より少ない職員配置等を可能とすれば、職員の負担増や利用者への支援の質の低下を招きかねないことから、反対です。

議案第30号 市営住宅条例の一部を改正する条例案は、豊平1条団地と月寒F団地を協調建て替えし、豊平1条団地を用途廃止するものです。

協調建て替えにより、これら2団地の総戸数を189戸から172戸へと17戸減らすことは認められません。2020年の市営住宅応募倍率は20.6倍と依然として高く、総戸数を増やして住宅福祉の役割を果たすべきです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 次に、石川さわ子議員。

（石川さわ子議員登壇）

○石川さわ子議員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、ただいま議題となっております議案19件中、議案第23号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案及び議案第34号 令和2年度、2020年度札幌市一般会計補正予算（第15号）については反対、残余の議案については賛成の立場から、討論をいたします。

議案第23号は、いわゆる番号法に定めがない保健福祉事業のうち、在宅の高齢者等に対する紙おむつを支給する事業を、個人番号の利用ができる事務として新たに番号条例に規定するとともに、市内連携の対象とする特定個人情報を新たに規定するものです。

また、議案第34号 一般会計補正予算の歳入歳出総額には、マイナンバー制度対応費追加として11億9,800万円が計上されています。平日の夜間や休日にも対応できるカードセンターの開設やカードの申請を商業施設等で受け付けるなど、マイナンバーカードを普及促進するものです。

国においては、デジタル庁が創設されると、社会のデジタル化の基盤となるシステムが関係省庁から移管され、これまで行政機関が有してきた個人情報が一元的に管理される懸念があります。確かに、マイナンバーカードには地方税や年金給付

等の個人情報に記載されませんが、マイナンバーを通じて、札幌市が住民情報を標準化された自治体業務システムに提供し、利活用することで、市民は結果的に国にプロファイリングされることが懸念されます。マイナンバーカードの普及促進を目的とする予算や個人番号を利用する事務の拡大は、国の取組を後押しするものであり、認めることはできません。

国は、この間、一定金額を前払いすることでのマイナポイントの付与など、様々な手段でカードの普及を促進しようとしておりますが、札幌市のマイナンバーカードの交付率は、2021年1月末で22.7%と低迷しています。市民がマイナンバー制度の安全性を懸念し、カードの使用に慎重になっているのは明白です。

マイナンバー制度の目的として国は国民の利便性の向上を唱えていますが、市民にとっては、利便性よりも個人情報漏えいや公的個人認証の電子証明書がどう扱われていくかなどを懸念しているということではないでしょうか。法定受託事務として札幌市は国に追随しておりますが、地方分権の観点に立ち、法律の解釈においては自治体が主体的に行うべきであり、札幌市は、市民の生命と財産を守るために、マイナンバーカードの利用拡大の見直しなど制度改正を国に求めるべきと考えます。

個人のプライバシー侵害、国による管理・監視強化が強く懸念される共通番号制度に異議を唱える立場から、議案第23号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案及び議案第34号 令和2年度、2020年度札幌市一般会計補正予算（第15号）については、反対をいたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（五十嵐徳美） 以上で、討論を終了します。

ここで、全議員が入場するため、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時32分

再 開 午後 1 時34分

○議長（五十嵐徳美） これより、会議を再開します。

休憩前に引き続き、議案第23号から第40号まで、第46号の19件を一括議題とし、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第23号、第34号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（五十嵐徳美） 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第25号、第26号、第30号の3件を一括問題とします。

議案3件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（五十嵐徳美） 起立多数です。

したがって、議案3件は、可決されました。

次に、議案第24号、第27号から第29号まで、第31号から第33号まで、第35号から第40号まで、第46号の14件を一括問題とします。

議案14件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐徳美） 異議なしと認めます。

したがって、議案14件は、可決されました。

○議長（五十嵐徳美） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日3月4日から3月29日までは委員会審査等のため休会とし、3月30日午後1時に再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐徳美） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

○議長（五十嵐徳美） 本日は、これで散会しま
す。

散 会 午後1時35分